

2017. 2. 3 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行
<http://kitunion.wix.com/kitunion>

人勧通りの給与改定 ～8月16日が休日～

2月1日（水）に労使協議が行われ、給与改定や他を含めた下記の規則の見直し、及び平成 28, 29 年度の労使協定に関して、法人より提案がありました。

- 1) 職員就業規則の一部改正
- 2) 職員給与規則の一部改正
- 3) 職員勤勉手当支給細則の一部改正
- 4) 年俸制適用職員給与規則の一部改正
- 5) 期間雇用非常勤職員就業規則の一部改正
- 6) 短時間勤務非常勤職員就業規則の一部改正
- 7) 再雇用職員就業規則の一部改正
- 8) 特定再雇用職員就業規則の一部改正
- 9) 外国人研究員就業規則の一部改正
- 10) 平成 28, 29 年度労使協定について
- 11) その他

これらの規則改定における主な提案内容は下記の通りです。

[1] 8月16日を休日とする。（1）、5）、7）、9）

8月16日を休日とし、16日の前後の勤務日3日間が一斉休業となります。

[2] 人事院勧告対応

昨年8月に出された人事院勧告に従った下記の給与等の改定を行う。

1, 月例給の改定（平成 28 年 4 月 1 日に遡って実施）（2）、4）、8）

民間との較差 0.17 % を埋めるため、俸給表が増額改定されます。

増額分は号俸によって変わりますが、例えば次のようになります。

一般職 1 級 500～1,500 円 2 級 400～1,500 円 3 級 400～1,500 円

4 級 400～1,200 円 5 級 400～900 円 6 級 400～700 円

教育職 1 級 400～1,600 円 2 級 3,000～1,700 円 3 級 400～1,900 円

4 級 400～1,900 円 5 級 400～700 円

医療職 1 級 400～1,700 円 2 級 400～1,700 円 3 級 400～1,700 円

4 級 400～1,600 円

特定再雇用職員 フルタイム型 400 円 パートタイム型 300 円

ただし、平成 27 年 4 月 1 日付給与改定（人勤、給与制度の総合的見直し）にて、現給保障（平成 30 年 3 月 31 日まで）を受けている方にとっては、給与額に変化はありません。また、今回の改定で今後の昇給を見込んでも、その方の俸給表の額が保障を受けている額に追いつくのが劇的に早まるわけではありません。

また、年俸制においても同程度の増額となるよう成績率が改定されます（成績区分 B（標準）では 414-454/100 → 424-464/100）。

2. 賞与の改定（平成 28 年 12 月 1 日に遡って実施）（3）、8）

勤勉手当の支給率が 0.10 月分増え、例えば次のようになります。

職員（指定職、特定管理職以外）勤務成績良好 77/100→82/100

（28 年 12 月分のみ 87/100）

特定再雇用職員 37.5/100→40/100

3. 扶養手当の改定（平成 29 年 4 月 1 日）（2）

子の手当額を引き上げ、その他の扶養親族の手当額を引き下げる。

例えば、配偶者手当は一般職 7 級・教育職 4 級以下では 28 年度 13,000 円から段階的に下がり、32 年度以降は 6,500 円になり、子の手当額は 28 年度 6,500 円から段階的に上がり、30 年度以降 10,000 円になります。

[3] 平成 28, 29 年度労使協定について

1. 平成 28 年度の時間外勤務、休日勤務に関する労使協定について、以前の協定では特別延長の上限は 450 時間でしたが、これを 630 時間と改定した協定の（再）締結を提案してきています。これは、以前の協定では今年度末までに上限が守られなくなる事例が出てくる状況になったからです。

2. 平成 29 年度の労使協定では、時間外勤務の上限を 1 日と 1 ヶ月については今まで同じ時間とし（2 ヶ月、3 ヶ月の上限は廃止して）、1 年の上限を 540 時間とすること、および時間雇用職員についても再雇用職員・特定再雇用職員・特定教職員と同じ上限にすること（これまでは原則として時間外勤務を命じず、やむを得ない事情により命じる場合も常勤職員の勤務時間が上限）、を提案してきています。

以上の規則改定の説明資料として法人が配布した資料を以下に公開しますので、ご参照下さい。（このニュースをお届けするメール本文にもリンクを添付します。）

また、この規則改定に関して組合の意見を 2 月 9 日（木）に開催する代議員会にて集約します。時間が限られた中でのお願いで申し訳ありませんが、ご意見を執行部もしくは、各ブロックの代議員にお伝え下さい。